

議案第58号

大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について  
大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年9月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

## 大田原市情報公開条例等の一部を改正する条例

(大田原市情報公開条例の一部改正)

第1条 大田原市情報公開条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第9条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「に定めるものが情報の公開を請求しようとするとき」を「の規定による情報の公開の請求(以下「公開請求」という。)」に、「しなければならない」を「してしなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 実施機関は、前項の規定により行われた公開請求に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、当該請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

第9条第3項を削る。

第10条を次のように改める。

(公開の決定等)

第10条 実施機関は、公開請求に係る情報の全部又は一部を公開するときは、その旨を決定し、請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る情報の全部を公開しないとき(第8条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る情報を保有していないときを含む。以下同じ。)は、公開しない旨の決定をし、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 前2項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に参入しない。

4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により、前項に規定する期限内に情報の公開決定等を行うことができないときは、公開請求があった日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

5 公開請求に係る情報が著しく大量であるため、公開請求があった日から45日以内にその全てについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る情報のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの情報については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第3項に規定する期間内に、請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの情報について公開決定等をする期間

- 6 実施機関は、第1項及び第2項の規定により公開請求に係る情報の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該情報が第6条各号に掲げる情報に該当しなくなる時期をあらかじめ明示できるときは、その時期を併せて示さなければならない。第21条を第24条とし、第20条を第22条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第23条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により本市の公の施設を管理するものをいう。次項において同じ。）は、当該管理を行うにつき、その保有する情報の公開を行うための必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

第19条を第21条とし、第16条から第18条までを2条ずつ繰り下げる。

第15条を削る。

第14条の2の次に次の1条を加える。

(情報の任意的な公開)

第17条 実施機関は、第5条の規定により公開請求することができる者以外の者から情報の公開の申出を受けた場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。

- 2 第14条の規定は、前項の規定による情報の公開について準用する。

第14条の2第1項中「情報の公開の請求に対する決定又は情報の公開の請求」を「公開決定等又は公開請求」に、「大田原市情報公開審査会」を「大田原市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）」に改め、同条第3項中「大田原市情報公開審査会」を「審査会」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項において同じ。）

(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

第14条の2を第16条とする。

第14条第1項中「情報の公開の請求」を「公開請求」に改め、同条第2項中「情報の公開の請求に対する決定又は情報の公開の請求」を「公開決定等又は公開請求」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とする。

第12条を次のように改める。

(情報の公開)

第12条 情報の公開は、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

2 前項の規定にかかわらず、閲覧の方法による情報の公開にあつては、実施機関は、当該情報の原本を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該情報の原本の写しにより、これを行うことができる。

第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

(事案の移送)

第12条 実施機関は、公開請求に係る情報が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において第10条第1項の決定をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が公開決定又は部分公開をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第14条関係)

区分		金額
写しの作成に要する費用	白黒	10円
	カラー	50円
	その他	実費に相当する額
写しの送付に要する費用		郵便料金の額

備考

1 この表において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として費用を算定する。

2 写し(電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの)を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

(大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正)

第2条 大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成20年条例第24号)の一部を次のように改正する。

第12条中「大田原市個人情報保護条例（平成14年条例第24号）」を「大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第 号）」に改める。

（大田原市行政不服審査法施行条例の一部改正）

第3条 大田原市行政不服審査法施行条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表以外の部分中「次の表」を「別表」に改め、同項の表を削る。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

区分		金額
対象書面等が複写された用紙又は対象電磁的記録が出力された用紙	白黒	10円
	カラー	50円

備考

- 1 この表において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を1枚として手数料を算定する。
- 2 写し（電磁的記録の場合においては、印刷物として出力したもの）を交付する場合は、原則として日本工業規格A列3番までの用紙を用いるものとするが、これを超える規格の用紙を用いたときの写しの枚数は、日本工業規格A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して算定する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、大田原市個人情報保護条例（平成29年条例第 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の大田原市情報公開条例（以下「改正前情報公開条例」という。）の規定によりなされている公開請求は、同条の規定による改正後の大田原市情報公開条例（以下「改正後情報公開条例」という。）の規定によりなされた公開請求とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この条例の施行の日前に改正前情報公開条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後情報公開条例の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。